

3 防災拠点を開設する基準

- 横浜市の定め：横浜市域で 1 箇所でも震度 5 強以上が観測されたときは、開設します¹。
- 谷本中拠点ルール
 - ◇ 横浜市内で震度 5 強以上が観測されない場合でも、防災拠点への被災者収容が必要な災害（震度 5 弱以下の地震、大規模な交通災害、他地域での災害に伴う谷本地区への交通の遮断、大雨等）の発災に際しては、下記判断に基づき、拠点を開設します。
 - ◇ 運営委員長（梅が丘自治会長）または運営副委員長（梅が丘自治会防災部長）の判断、指示に基づき開設します。
 - ◇ 発災に呼応して、自主的に連絡を取り合った、または、自主的に谷本中拠点に集合した、運営委員の合議に基づいて決定し、開設します。
 - ◇ 谷本中拠点ルールによる拠点の開設は、事前または事後に運営委員長、行政委員、学校委員（谷本中学校校長、副校長）に報告します。

4 谷本中拠点の組織（班構成）と役割

- 拠点の主な組織は、平時に予め選任される運営委員と、拠点開設に伴い構成される 2 種類のグループ（運営班と生活班）です。
 - 4.1 運営委員長
 - ◇ 梅が丘自治会長が兼任します。
 - ◇ 平常時は運営委員会を主宰し、発災時は谷本中拠点を運営する責任を負います。
 - ◇ 発災時は、谷本中拠点の開設、運営、閉鎖を判断し、承認します。
 - 4.2 運営副委員長
 - ◇ 梅が丘自治会防災部長が兼任します。
 - ◇ 運営委員長を代行し、平常時の防災拠点運営委員会、梅が丘自治会防災部ならびに防災部会、防災部企画会議を運営します。
 - 4.3 運営委員（平常時）
 - ◇ 運営委員は、以下の要員により構成します。
 - 運営委員長（上述）
 - 運営副委員長（上述）
 - 自治会メンバー（自治会委員）：（参考：9.4.1 自治会防災部）
 - 自治会防災部員（防災企画会議企画委員、家庭防災員等）
 - 防災部以外の自治会役員（副会長、総務、書記、会計、各委員会等）
 - 行政委員：青葉区役所により選任された市職員
 - 学校委員：谷本中学校長、副校長、および学校長により選任された谷本中職員
 - 校外委員：谷本中、藤が丘小、つつじが丘小の校外委員
 - ◇ 運営委員会の役割
 - 本マニュアルを含む、谷本中拠点運営ルールの審議と決定
 - 谷本中拠点設置に必要な、訓練の企画と実施
 - 谷本中拠点ルールに基づく、谷本中拠点開設の決定の合議
 - 谷本中拠点の開設、運営、閉鎖
 - ◇ 具体的な要員構成は「11.2 運営委員名簿」に定めます。
 - ◇ 下に「谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得」所載の図を再掲します。

¹ 「防災拠点」開設・運営マニュアル 横浜市総務局危機管理室 平成 25 年 4 月